

# マイクロバス運転手当支給要領

平成17年8月23日

社会福祉法人同仁会給与規則（以下「規則」という。）第17条第1項に規定するマイクロバス運転手当は、次により支給することとします。

## 1 支給算定の基礎となる単位

支給算定の基礎となる単位は、1日ごととします。なお、日をまたがって運転した場合は目的地に到着したときまでを前日とします。

## 2 支給対象の運転距離の算定

支給対象の運転距離の算定は、利用者を同乗させる一連の事業にのために、マイクロバスを運転した距離とします。そのため、前日に施設まで回送するための運転業務等も対象となります。

## 3 適用日

平成17年4月1日から適用します。

### 例1 1日で同一職員が運転した場合

子どもホーム	子どもセンター	目的地	子どもセンター	子どもホーム
5Km	48Km	48Km	5Km	
回送(職員A)	利用者同乗(職員A)	利用者同乗(職員A)	回送(職員A)	
○手当支給額				
職員A	5km+48km+48km+5km=106km			2,400円(100km以上)

### 例2 1日で複数の職員が運転した場合

子どもホーム	子どもセンター	目的地	子どもセンター	子どもホーム
5Km	48Km	48Km	5Km	
回送(職員A)	利用者同乗(職員B)	利用者同乗(職員C)	回送(職員C)	
○手当支給額				
職員A	5km			0円(20km未満)
職員B	48km			800円(20km以上50km未満)
職員C	48km+5km=53km			1,600円(50km以上100km未満)

### 例3 2日で同一職員が運転した場合

1日目		2日目		
子どもホーム	子どもセンター	目的地	子どもセンター	子どもホーム
5Km	48Km	48Km	5Km	
回送(職員A)	利用者同乗(職員A)	利用者同乗(職員A)	回送(職員A)	
○手当支給額				
1日目	5km+48km=53km			1,600円(50km以上100km未満)
2日目	5km+48km=53km			1,600円(50km以上100km未満)
計				3,200円

### 例4 3日で複数の職員が運転した場合

1日目		2日目		3日目	
子どもホーム	内原センター	目的地	子どもセンター	子どもホーム	
60Km	20Km	20Km	60Km		
回送(職員A)	利用者同乗(職員B)	利用者同乗(職員C)	回送(職員C)		
○手当支給額					
職員A	60km				1,600円(50km以上100km未満)
職員B	20km				800円(20km以上50km未満)
職員C	20km+60km=80km				1,600円(50km以上100km未満)